

事業事前評価表

国際協力機構東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

1. 案件名 (国名)

国名：タジキスタン共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

タジキスタン共和国においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官等の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

タジキスタン政府は、2015年を目標とした社会経済開発における国家戦略ペーパー「国家開発戦略2015」(NDS: National Development Strategy)を2006年に策定、施行してきた。NDSにおいては取り組むべき開発課題として「市場経済に対応する国内行政制度及び機構の整備」、「民間経済活動と投資の促進、特に農業生産並びにエネルギー・運輸面でのインフラ強化を通じた持続的な経済成長と、経済の多様化の支援」が含まれているが、各開発課題への取り組みにおいて中核となる行政官等が不足しているのが現状である。次期NDSは現在策定中であるが、先方政府各省庁への聞き取り等においては引き続き上記分野にかかる行政官育成のニーズが高いことが確認されており、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

1) 公共政策：NDSでは「市場経済に対応する国内行政制度及び機構の整備等」を第一の開発課題としており、そのためには、公共政策の整備や政府行政組織の機能強化が挙げられており、その解決のための支援として当事業が位置づけられる。

2) 持続可能な経済発展のための制度作り：タジキスタンでは、開発課題（国内経済の強化、世界経済への統合等）に対処するため、市場経済化の推進、ビジネス環境向上など持続可能な経済発展に向けた取り組みがすすめられている。このため、経済発展のための制度作りを担う人材の育成を本事業で行う。

(3) 各開発課題に対する我が国及びJICAの援助方針と実績

対タジキスタン共和国国別援助方針（2012年12月）では、「持続的な経済・社会発展が可能な国づくり支援」という基本方針の下、「地方開発」及び「経済インフラ整備」を重点分野としている。また、対タジキスタン共和国JICA国別分析ペーパー（2014年12月）では「格差の是正及びインフラ整備を通じた貧困削減と持続的経済成長への支援」を基本方針として分析しており、本事業で行う下記対象分野の人材育成支援は、これら方針及び分析に合致する。

1) 公共政策：タジキスタンでは国づくりを担う人材が不足している。対タジキスタン国別援助方針では、「行政官のキャパシティ・ビルディングを通じて行政組織の強化を図るこ

と」を目標としている。また、我が国は2009年度より人材育成奨学計画による留学生を受け入れている。

2) 持続可能な経済発展のための制度作り: 我が国の対タジキスタン国別援助方針において「持続的な経済・社会発展が可能な国づくり」を基本方針と定めており、持続可能な発展に向けたタジキスタンの取り組みに資する支援を実施している。

(4) 他の援助機関の対応:

類似事業を実施するドナーは、ロシア、中国、ドイツ等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、タジキスタン共和国の指導層となることが期待される若手行政官等を対象に、本邦大学院における学位取得（修士及び博士）を支援することにより、優先開発課題の分野での知識の習得を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与すると共に、人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名: 該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大7名の留学生が我が国大学院の修士課程に、及び最大1名の留学生が同博士課程において、タジキスタンにおける優先開発課題の分野で知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、修士課程については、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。博士課程については、原則として過去の本事業による修士学位取得者の中から、より高度な知識と能力をもって将来同国の中枢で活躍するための資質を有する者を精査するため、対象の優先開発課題及び受入大学は予め設定しない。なお、本年はその第1年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 1.70 億円（概算協力額（日本側）: 1.70 億円、タジキスタン側: 0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2016年7月～2020年3月を予定（計45ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、タジキスタン共和国において運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者（高等中等専門教育省等）及び日本側関係者（在外公館、JICA 在外拠点等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: C

② カテゴリ分類の根拠

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

- 2) 貧困削減促進：該当なし。
- 3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：
該当なし。
- (8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし。
- (9) その他特記事項：該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

- (1) 事業実施のための前提条件
特になし。
- (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件
 - ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
 - ② 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

前回（2013～2016 年度）のタジキスタン共和国に対する「人材育成奨学計画」では、協力準備調査によって 4 期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定し、事業を実施した。その結果、年度毎に対象セクター及び募集対象機関を決定していた従前の事業と比べ開発課題との整合性をより明確にすることができた。

今回（2016～2020 年度）に関しても、4 期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画としている。そのために、2012 年度に協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

他方、留学生の募集選考について、前回まで第 1 期分は協力準備調査で第 2 期から第 4 期分までは前期の案件で実施しており、各案件の閣議及び E/N の遅延等により留学生の来日計画に影響を与えるリスクを含んでいた。今回、同リスクを解消するため、各案件において留学生の募集選考から留学実施までを一貫して行う方式に変更する。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、タジキスタン共和国における共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画及び同国に対する我が国援助計画とも合致している。行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名		基準値（2016年）	目標値（2020年）
留学する学生数 （人）	博士	0	1
	修士	0	7
留学生の学位取得率（%）		0	95

（注）博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から特に精査する必要があり、複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。また、学位取得率については、4期分の計画（3.（1）②事業内容参照）全体における目標値とする。また、6.（1）に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士及び博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れにより、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6.(2) 1)のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6.（2）1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以上